

やまなし障害者プラン2015における防災等の取組状況等【別紙1】

プラン	取組内容	回答(取組状況等)
40	障害のある人やその家族、ボランティア、地域住民が一体となった防災体制の確立、強化のための防災訓練の実施を促進するとともに、防災に関する講演会、研修会等を通して防災意識の高揚を図ります。	(要望 13で回答)
41	土砂災害を防止する砂防堰堤などのハード対策については、要配慮者利用施設等がある箇所から優先的に実施します。	昨年8月時点で、土砂災害警戒区域内には15施設、土砂災害特別警戒区域内には5施設の障害者福祉施設があります。 要配慮者利用施設等がある箇所の優先的な砂防堰堤の建設については、砂防課が土砂災害防止法等に基づき、「警戒区域」と「特別警戒区域」に分けて、砂防堰堤の建設を進めています。平成27年度時点では、警戒区域3,489箇所のうち2,247箇所に、また、特別警戒区域40箇所のうち16箇所に堰堤等を建設しています。
42	地域で生活する障害のある人など、避難時に特別な支援を必要とする人を対象とした避難行動要支援者名簿の更新や避難行動要支援者の個別避難計画の作成を促進します。	各市町村の名簿の作成状況は、今年度中にはすべての市町村が作成する予定となっております。また、個別避難計画については、今年度中までに10市町村が策定する予定となっているが、あまり進んでいない状況です。引き続き、会議や説明会において、市町村への啓発に努めてまいります。
43	災害発生時の避難所のバリアフリー化や福祉避難所の整備を促進します。	(要望 5で回答)
44	災害時等に地域において活動する地域防災リーダーや、ボランティアをコーディネートできる者を養成し、災害時要援護者等の支援の充実を図ります。	災害時に活動する人材の養成を進める取組として、災害時要援護者等を支援する地域の要となる地域防災リーダーの養成を進めており、平成27年度では699名のリーダーを養成しています。また、ボランティアコーディネーターを養成する研修を県社会福祉協議会に委託しており、平成27年度は、研修を3回開催し、42名のコーディネーターを養成しています。
45	内部障害のある人や難病患者など、外見から援助や配慮を必要としていることがわからない人が、必要な支援が受けられるようにするため、その目印となるヘルプカードなどのツールの導入について、検討します。	外見からは障害者と分からない人などが身につけることで、周りからの支援を受けやすくするためのマークとして、ヘルプマークがありますが、現在、日本工業規格(JIS)への登録に向けた手続きが進められており、夏にも全国共通の案内用図記号として利用できるようになる見通しです。このマークは、東京オリンピック・パラリンピックに向け、共生社会の実現のための一助となるものであることから、県では、マークの意義や使用例をホームページに掲載するなど、県民への普及啓発に努めてまいりたいと考えています。 一方、ヘルプカードは、意思表示が困難な障害者等が、緊急連絡先や障害の名称、具体的に支援してほしいことなどを記入し、困った時に周囲に提示することで、必要な支援を得るためのツールであります。障害の名称や緊急連絡先など個人の情報が掲載され、紛失等による情報の流出が懸念されるといった課題もあるため、障害者団体の意向を伺いながら、支援が必要な障害者が安心して利用できる情報伝達手段の導入について、引き続き、検討を行ってまいります。
46	地域で生活する障害のある人の災害発生時の安全確保をより確かなものにするため、市町村と連携して、避難誘導や情報の受伝達がスムーズに運ぶようにし、地域の自主防災組織の活動を強化します。	(要望 7で回答)
47	大規模災害等により被災した精神障害のある人の医療の確保や被災者の直接的な精神疾患の急発や急変などに対応するため、「災害時こころのケアマニュアル」を策定するとともに、被災者に対する心のケアの手法に関する研修の実施等を通じ、長期にわたる避難所生活等による精神疾患等の予防、早期対応を行う体制の整備を図ります。	平成28年度熊本地震での支援を踏まえ、災害時における精神科医療と精神保健活動(心のケア)を統一的、継続的に提供する必要性があることから、支援内容・方法・体制等をマニュアルとして整備することとし、平成29年度に検討チームを設置する予算を編成しました。 また、民間病院等と協働し、災害時における精神科危機管理について、病院職員、行政職員向けの研修を平成26年度から毎年実施しました。
48	災害発生時に障害者支援施設入所者や障害福祉サービス事業所利用者の安全を確保するため、各施設における防災訓練の実施や地震防災応急計画の見直しを促進します。	事業所指定時や実地指導の際、防災訓練や避難訓練の実施状況及び地震防災応急計画の作成状況を確認しておりますが、通所事業所においては取り組みが十分でない事業所が多いことから、未実施や未作成の場合は改善するよう指導しています。
49	地域で生活する障害のある人の災害発生時の避難所として、処遇に関する専門的知識を有する障害福祉サービス事業所等への防災拠点スペースの整備促進や福祉避難所の指定の促進を図ります。	防災拠点スペースの整備については、平成27年度までに各圏域に応じた整備が終了し、障害者を受け入れる福祉避難所については平成29年2月1日現在で216カ所、市町村が民間障害者施設等を福祉避難所に指定する際の協定締結数は171カ所と、当初の目標数を達成しました。

やまなし障害者プラン2015における防災等の取組状況等【別紙1】

プラン	取組内容	回答(取組状況等)
50	自力避難困難者が入所している施設におけるボランティア組織との応援・協力体制の確立等に努めます。	災害時におけるボランティアの協力体制の構築に資するよう、ボランティアの育成など県社会福祉協議会に委託しており、平成28年度は、大月市、富士川町及び身延町において合わせて120名の社会福祉協議会職員や地域住民に対し「災害ボランティア育成研修会」を開催し、ボランティアのあり方など理解を深めました。
51	災害時における手話通訳ボランティア等の派遣について、県認定手話通訳者等の派遣業務を行う県聴覚障害者情報センターや市町村と連携し、具体的な対応マニュアルの作成や派遣体制の整備を行います。	災害時における情報支援のあり方について、県聴覚障害者協会や県聴覚障害者情報センターなどと検討をしてまいります。
52	障害者支援施設等に対する県内各消防本部による立入検査の実施、防火管理指導の徹底により、防火体制の充実を図ります。	新規事業所の指定時や実地指導の際、消防計画書の作成や所轄消防署への提出等を確認し、必要な指導を行っています。
53	福祉避難所の設置訓練等を促進し、災害時要援護者の避難支援体制の整備を図るため、県社会福祉協議会が行う災害時要援護者を対象とした訓練に対して助成します	(要望 4で回答)
54	大規模な災害時において、施設入所者等の安全を確保し処遇の継続を図るため、各施設団体と覚書を締結し、障害種別ごとに施設の入所者を他の施設で受け入れるようにします。	県身体障害者施設協議会、県知的障害者支援協会、県精神障害者社会復帰関係施設連絡会との「災害時における相互協力に関する覚書」に基づいて受け入れができるよう、平成27年度に、県自立支援協議会において業務フローを作成しました。